

令和 6 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K18549

研究課題名（和文）日本とロシア間の環境協力の推進と国際法学の役割 法規範・政治・科学の関係を考える

研究課題名（英文）How can studies in international law contribute to enhancing transboundary environmental co-operation between Japan and Russia?: Relations between law, politics and science

研究代表者

児矢野 マリ（KOYANO, Mari）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90212753

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,700,000円

研究成果の概要（和文）： 日露間の越境環境協力を推進するため、隣接社会科学・自然科学との対話により、この地域の持続可能な発展に資する規範論及び制度構想を模索した。研究期間中の外在的事情（コロナウイルス感染症問題、ロシアのウクライナ軍事侵攻、日露の外交関係悪化に伴うロシア渡航制限・日露間交流の停止等）を受けて研究目標・射程・方法を工夫し、海洋生物資源の保全と持続可能な利用を支える日露間の漁業協力と、日露間の渡り鳥の保全と再生可能エネルギー（風力発電と太陽光発電）の促進との両立を促す越境環境影響評価を題材に、政治学と自然科学の知見も踏まえ、現状を評価し問題点と課題を整理した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日露間では多様な環境問題（オホーツク海の流水の減少、サハリン大陸棚石油ガス開発やタンカーからの油汚染リスク、漁業資源の減少、希少な渡り鳥の生息環境の悪化等）が指摘されつつも、環境協力は著しく停滞し、社会科学では先行研究もなかった。この中で、本研究の成果は、自然科学分野の協力の先例と専門知を踏まえた学際的な発想により、日露間、ひいては北東アジアの地域外交の多角的な展開を支え、国際社会の公共価値の実現（環境保全に配慮した持続可能な社会の発展、地政学的に複雑なこの地域の安定的繁栄を通じた世界平和の実現）に貢献する。

研究成果の概要（英文）： The study explored the possibility of establishing effective mechanisms for enhancing the transboundary environmental co-operation between Japan and Russia by based on a multidisciplinary approach of law, politics and science. As the difficult situations continued due to the COVID-19 and the uneasy diplomatic relations between Japan and Russia following its invasion into Ukraine, the study mainly focused on two issues, of which scope was narrower than the original plan. They include: the Japanese-Russian fisheries co-operation in a regional and global context of sustainable fisheries and environmental impact assessment for enhancing the sustainable use of renewable energies, such as wind power on the sea or land and solar power, that is compatible with the conservation of migratory birds between Japan and Russia. The current state of the relevant institutions was assessed concerning the two subjects, and points of issues were indicated for further discussion.

研究分野：国際法、国際環境法

キーワード：日本とロシア 北東アジア 環境協力 国際法学 法規範と政治と科学 海洋環境の保全 渡り鳥の保護 持続可能な漁業

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

日本とロシア間では、多様な環境問題が指摘されてきた。海洋環境・生態系の悪化（オホーツク海の流水の減少、サハリン大陸棚石油ガス開発やタンカーからの油汚染リスク、漁業資源の減少等）、希少な渡り鳥の生息環境の悪化、生物多様性の減少等である。さらに、2010年代後半には両国間の経済協力強化に向けた動きが強まり、今後ロシア極東地域や北方領土の経済開発が進めば、相互に隣接する両国にとって環境保全はますます喫緊の課題となるだろう。しかし、日本とロシアとの間の環境協力は、中・韓・東南アジア諸国との関係に比べても著しく停滞している。相互に適用可能な地球規模の多国間条約と一般的内容の二国間条約（日露環境保護協力協定等）はあるが、政府間の政策対話や政策に係る合意はない。そのせいか、言語の障壁もあってか、社会科学では日露環境協力の議論はごく僅かである。法学に至っては、伝統的な国際法学の方法上の限界（既存法の解釈論が中心）もあり、応募者による予備的考察を除きほぼ皆無である。

本研究は、以上の現状の打破を狙う。既に自然科学分野では、両国研究者間で問題意識の共有に向けた対話が始まっており、学術フォーラムを通じた協力関係の模索（日露中蒙のアムール・オホーツク・コンソーシアム（AOC）等）、移動性生物種（渡り鳥等）の合同調査や移動経路・生息地の保全に係る問題提起等もなされている。これを踏まえて、隣接社会科学及び自然科学との対話により、将来の両国関係を見据え、この地域の持続可能な発展に資する越境環境協力のための法・規範論及び制度構想を模索する。これは、日露間、ひいては北東アジアの地域外交の多角的な展開を支え、国際社会の公共価値の実現（環境保全に配慮した持続可能な社会の発展、地政学的に複雑なこの地域の安定的繁栄を通じた世界平和の実現）に貢献するだろう。

2. 研究の目的

本研究は、日本とロシアとの間の越境環境協力を推進するため、隣接社会科学の知見を踏まえ、伝統的な国際「法」の概念及び国際法学の方法論を再検討し、北東アジア地域の現実を捉えてその問題解決に資する法・規範論を探るとともに、自然科学とも協働して、実践的課題に応えることのできる制度構築（既存枠組の再構成を含む）の可能性と、そのためのアプローチを模索することを目的とする。併せて、日露間の環境協力の促進に資する両国の多様な分野の研究者・実務家・関係団体の越境ネットワークを構築して、将来の本格的な文理融合型研究の立ち上げに繋げることもねらう。

3. 研究の方法

本研究は、国際関係論及び自然科学の分野からの研究協力者（国際関係論：石井敦東北大学准教授、海洋科学：白岩孝行北海道大学准教授、鳥類科学・生態学：白木彩子東京農業大学准教授）を得て、主に以下3つのことをめざしていた。第1に、国際関係論・国際政治学の知見を踏まえ、日本とロシアを含む北東アジアの国際関係で通用する法・規範モデルについて、特に環境分野を意識して検討する。第2に、条約（日露渡り鳥等保護条約）や非拘束的国際合意（「北西太平洋行動計画」（NOWPAP））があり、学術協力も始まっている海洋環境及び渡り鳥の保全の分野を対象に、自然科学の知見も考慮して日露政府間の枠組と既存の民間イニシアチブを整理し、両国の関連国内法政策にも留意して実効的な制度枠組を構想するためのアプローチ・考慮要因等について考察する。第3に、日本とロシアの関係者のネットワークを構築・拡充する。

そのために、文献の調査研究及び研究協力者との討議に加えて、ロシアを含む現地フィールド調査や関係機関のヒヤリング調査の実施、多様な政府間又は民間フォーラムへの参加、さまざまな関係者・専門家との意見交換や討議を通じて、「生の」データ・情報を収集し、その結果を分析することが不可欠となる。具体的には、フィールドワークとして、日露隣接地域における北方領土ビザなし専門家交流への参加、研究協力者によるロシア極東・カムチャツカ地域の日露共同学術調査への同行、専門家会合として日露政府間の隣接地域生態系保全協力プログラム（日露生態系プログラム）の会議・ワークショップ（モスクワ・札幌）への参加、AOCのワークショップ（ウランバートル・札幌）への出席、ロシアの関係研究機関（ロシア科学アカデミー極東支部太平洋地理学研究所（ウラジオストック））への訪問調査、日本鳥学会の年次大会・ワークショップへの参加、関係国際・政府機関（NOWPAP事務局（富山）、両国の関係省庁（東京・モスクワ）・北海道庁（札幌）・ロシア沿海州政府（ウラジオストック））のヒヤリング調査、日本とロシアの関係NGO（世界自然保護基金（WWF）日本／極東支部（ウラジオストック）、バードライフ・インターナショナル（東京）等）への訪問調査である。

しかし、研究期間に生じた外在的な諸事情（日露間の北方四島経済協力及び平和条約交渉の停滞、コロナウイルス感染症問題、ロシアのウクライナ軍事侵攻に続く経済制裁、それに伴う日露間の環境分野を含む諸機関・フォーラムの活動停止や企画の中止、ロシアへの渡航制限、日露研究者間の交流機会の喪失等）により、当初予定していた上記の方法の実践が極めて困難になった。また、コロナ感染症の影響期間中は（約3年間）、日本国内の関係機関・団体への訪問調査、国内の関係学会への参加等も容易でなくなった。したがって、本研究ではその中で研究目的を達成するため、考察の射程を当初計画より広げ、研究の目標を再構成して方法を工夫し、柔軟な形で研究を進めた。具体的には、研究の射程と目標を、研究協力者の協力を得て、海洋生物資源の保全と持続可能な利用の観点からの日露間の漁業協力に関する制度のあり方と、日露間の渡り鳥の保全と再生可能エネルギー（風力発電と太陽光発電）の促進との両立を促すための越境環境影響評価のあり方の探求にシフトさせた。また方法としては、文献調査（北方領土関連のものも含む）に加えて、専門家（主に日本人・日本在住の水産科学の研究者、比較対象としてのロシア・ノルウェー漁業協力の専門家も含む）へのヒヤリング調査、関係省庁（主に日本の環境省・水産庁、北海道）・その他の機関（WWF 日本、バードライフ・インターナショナル）への訪問調査、関係政府間機関の会合（北太平洋漁業委員会年次会合、越境 EIA 条約締結国会合）への出席と参与観察、日本国内の関係学会や関係ワークショップ・セミナーの参加（中間成果の発表を含む）を通じて、「生の」情報・データと共に専門的知見も得て、作業を進めた。

4. 研究成果

本研究の成果は、前述した研究開始後に再構成された本研究の射程・目標・方法を受けて、主に3つの角度から整理することができる。そのうち第1と第2については、公刊論文や口頭発表等で公表されている。また、第1の成果をとりまとめて英文雑誌に投稿すべく、現在、英語論文を執筆中である。

第1には、海洋生物資源の保全と持続可能な利用の観点からの日本とロシア間の漁業協力をめぐる国際的な法・規範の発展のあり方に関する検討である。具体的には、両国間の漁業協力を、両国間の相互主義的な利害調整にとどまらず、今日の国際社会で共通利益とされるコモンズを実現するための営みとして捉え直し、北東アジア・北太平洋地域の持続可能な社会の発展、地政学的に複雑なこの地域の安定的繁栄を通じた世界平和の実現という視点で、その意義を再評価した。すなわち、日露間の二国間の漁業協力の枠組とその実践は、1) グローバルな海洋法秩序（国連海洋法条約・国連公海漁業協定に基づく）の一部を構成する北太平洋の漁業秩序（北太平洋漁業委員会（NPFC）と北太平洋湖河性魚類委員会（NPAFC）に支えられる）との連続性（日露地先沖合協定及び日露漁業協力協定の場合）、2) 違法・無規制・無報告（IUU）漁業の防止に関するグローバルな法規範（寄港国措置協定）及び北東アジアの他の IUU 防止協定との事実上の関係性（日露密漁防止協定の場合）、3) 北方四島周辺の係争海域における漁業資源管理の多面性と特殊性（安全操業枠組協定及び貝殻島昆布採取協定の場合）という観点から整理される。そして、上記1)については長い歴史があり、条約に基づいて日露政府間委員会が毎年開催され、科学的な協力も伴い良好な関係が維持されており、ロシアのウクライナ侵攻（2022年）後ロシア水域の日本漁船操業に対する監視は強化されているものの、条約体制とその運用は揺らいでいない。上記2)についても、現在に至るまで条約の実施状況は良好とされるが、その一方で、より有効な対処のためには、韓国及び中国も含む多数国間条約に基づく北東アジア地域の多面的な体制が有用といえよう。他方で、上記3)については、その締結に至る特殊な事情も関連し、ロシアのウクライナ侵攻後、ロシアの意向により条約体制の運用は停止され、今のところ再開の見込みはない。以上のように、上記1)及び2)のあり方を踏まえると、一般に、上記3)は例外として、漁業をめぐる両国及び北太平洋地域諸国の共通利益の存在と「強靱さ」は明らかであり、そこにおいて海洋生物資源の管理をめぐる越境協力の多面的な含意（環境・経済・安全保障）が肯定される。これは、バレンツ海の漁業をめぐるロシアとノルウェー間の二国間協力にも共通しており、日露間でも同様に、海洋生物資源の持続可能な利用の促進を通じた実践的な越境協力のより一層の発展可能性を、示唆するものとなっている。その根底には、前述したように海洋生物資源をめぐるグローバル及び地域的な共通利益と、それに繋がる二国間の相互利益の存在にかかる日露間の共通認識がある。

第2には、日露間の渡り鳥の保全と再生可能エネルギー（陸上・洋上風力発電と太陽光発電）の促進との両立という観点を組み込み、国内要因としての日本の環境影響評価をめぐる法政策のあり方を検討した。これは、日露間の越境環境協力を支える重要な要素として、日本の国内法政策を位置づけ、そこから越境環境協力の展開のモメントを探るというアプローチである。そして、近年では環境影響評価をめぐる国際法の発展が著しいことにも鑑みて、ここでは、環境影響評価をめぐる日本に適用可能な国際法のあり方と、その将来の発展の方向性についても十分配慮することが必要になる。したがって、研究協力者の助言を得て日露間の渡り鳥の保全の観点からの留意点・指標を整理しつつ、それを踏まえて、現行国際法の関連規則（国連海洋法条約の関連規定（特に洋上風力発電施設の場合）、慣習国際上の関連規則）と日本の関連する国内法との

整合性について検討した。その結果として、日本の関連国内法では、日露間の渡り鳥の保全と再生可能エネルギー（陸上・洋上風力発電と太陽光発電）の促進との両立という視点は十分に組み込まれておらず、現行国際法との関係で将来問題が生じること、また国際的な法規範の発展動向（歴史的には欧米地域の国家実行に先導されてきている）に留意したものともなっていないことが判明した。この点で、少なくとも日本の環境影響評価に関する法政策は、少なくとも現状においては、渡り鳥保全の観点から日露間の越境環境協力の促進要因となるのは容易ではない、との知見を得た。けれどもその一方で、渡り鳥に関する日露間の学術的な研究協力は既に相当程度の蓄積があり、渡り鳥の保全も含め、日本国内の専門家及び学術団体（日本鳥学会等）による鳥類保全と再生可能エネルギー（陸上・洋上風力発電と太陽光発電）との両立問題をめぐる動きは、この数年間でかなり活発になってきている。そこでは、環境影響評価も含め現行法体制における問題点も指摘されている。したがって、日露の越境環境協力の文脈においても、今後の展開の可能性は期待できるのではないかと思われる。

第3には、前述したように本研究においては、日露間の外交関係の悪化及びコロナウイルス感染症問題に起因する直接・間接的な障害により、当初予定していたロシア人研究者・専門家との直接的な研究交流を円滑に実施できず、環境協力に関する国境を越えた日露間の協働ネットワークの構築は、かなり難航した。けれども、その一方で、オンラインにより日露間で開催された幾つかの関連ワークショップへの参加・口頭発表を通じて、ロシア人の自然科学者らとの交流を実施することができた。また、漁業分野においては、日露間及び両国を含む北太平洋地域における政府間関係は継続し、その機会を活かしてロシア人の専門家との学術交流や意見交換も実現できた。また、日本国内における関係者との交流は、在住のロシア人の専門家とのものも含めて、研究協力者の支援も得て、とりわけコロナウイルス感染症の収まった後に積極的に実施することができた。この意味で、関係者間のネットワークは一定程度構築することができた。当面はこの成果を活かしつつ、近い将来に両国間関係が好転するのを受けて、当初の期待通りに、実践的にも有意な形で日露間の協働ネットワークを発展させていきたいと考えている。

以上のように、本研究では、日本とロシア間の越境環境協力は、その一環として捉えられ得る漁業分野を除いては、現時点では必ずしも強固な基盤をもっているわけではなく、外在的な事情により大きく作用される傾向がある、ということが明らかになった。そして、まさにそのような傾向を反映して、本研究では残念ながら、日本とロシア間の越境環境協力に関する包括的な枠組の構想を描くには至らなかった。けれども、前述したように一定の部門においてはその可能性に繋がるモメントを強く見出すこともでき、さらに今後の国際法の発展のあり方次第では、グローバルな国際法規範の作用により、また日本国内の学術的な認識及び活動の展開に伴い、両国二国間の越境協力が促されていく可能性もある。したがって、今後の研究課題として、本研究を通じて得られた知見及び人的ネットワークを活かして、部門別アプローチによる越境協力のフォローアップとその分析結果をとりまとめつつ、両国間関係の好転後の諸フォーラムの再稼働を待って、それら停滞期の協力関係の継続がグローバル及び地域的な文脈でいかなる意味をもち、将来に向けて展開していくのか、学際的な視点を踏まえて検討することが求められる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 海洋の天然資源の利用と管理	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 柳井俊二【編著】『海と国際法』（信山社）	6. 最初と最後の頁 59 102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 74巻2号
2. 論文標題 日本とロシアの漁業問題と国際法 グローバル・リージョナル・ナショナル・ローカルな文脈で持続可能な漁業を考える	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 159 191
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 510号
2. 論文標題 北海道から国際法を見る 日本とロシアの漁業問題（【法学を旅する】第11回・最終回）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 4 7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 国際環境法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 柳原正治・森川幸一・兼原敦子【編】『プラクティス国際法講義〔第4版〕』（信山社）	6. 最初と最後の頁 349 375
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 KOYANO, Mari	4. 巻 Vol.32, Issue 1, 2021
2. 論文標題 3. Transboundary Environmental Co-operation: A. Prior Information / Consultation / Environmental Impact Assessment	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Yearbook of International Environmental Law	6. 最初と最後の頁 38 45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/yiel/yvac044	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 国際水法の体系	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 水文・水資源学会【編】『水文・水資源ハンドブック第二版』（朝倉書店）	6. 最初と最後の頁 501 511
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 国際環境法における手続的義務	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 西井正弘・鶴田順【編】『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂）	6. 最初と最後の頁 48 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 1566号
2. 論文標題 国際社会におけるSDGsの系譜と将来展望 統合概念としての「持続可能な発展 (sustainable development)」と国際環境法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 41 48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 KOYANO, Mari	4. 巻 Vol.31, Issue 1, 2020
2. 論文標題 3. Transboundary Environmental Co-operation: A. Prior Information / Consultation / Environmental Impact Assessment	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Yearbook of International Environmental Law	6. 最初と最後の頁 43 52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/yiel/yvab014	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 環境影響評価に関する国際法の発展と日本	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 柳原正治・森川幸一・兼原敦子・濱田太郎【編】『国際秩序とグローバル経済 間宮勇先生追悼』（信山社）	6. 最初と最後の頁 481 519
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 KOYANO, Mari	4. 巻 Vol.30, Issue 1, 2019
2. 論文標題 3. Transboundary Environmental Co-operation: A. Prior Information / Consultation / Environmental Impact Assessment	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Yearbook of International Environmental Law	6. 最初と最後の頁 205 214
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/yiel/yvaa006	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 11号
2. 論文標題 国際環境法の発展と「世界環境憲章草案」における未然防止 (prevention) 原則及び環境影響評価 (EIA)・影響監視の義務 既存の国際規範との異同に着目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 31 64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 国際環境法における手続的義務	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西井正弘・鶴田順【編】『国際環境法講義』（有信堂高文社）	6. 最初と最後の頁 46 59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 領土（陸域）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 高木彰彦【編集代表】『現代地政学事典』（丸善出版）	6. 最初と最後の頁 534 535
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 グローバル化時代における漁業資源管理の法と政策 日本による国際規範の受けとめとその課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 児矢野マリ【編】『漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本』（信山社）	6. 最初と最後の頁 3 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 KOYANO, Mari	4. 巻 Vol.28, Issue 1, 2017
2. 論文標題 3. Transboundary Environmental Co-operation: A. Prior Information / Consultation / Environmental Impact Assessment	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Yearbook of International Environmental Law	6. 最初と最後の頁 103 110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1093/yiel/yvy007	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 児矢野マリ
2. 発表標題 国際法における未然防止原則と環境影響評価（EIA）に関する国際義務 「世界環境憲章草案」の意義と日本の課題に留意して
3. 学会等名 環境法政策学会第26回学術大会第2分科会「世界環境憲章草案と環境法の基本原則」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 児矢野マリ
2. 発表標題 オホーツク圏生態系の保全協力と国際法
3. 学会等名 網走市市民公開講座「豊かなオホーツク圏生態系に生きる 気候変動を知り、その中で共に生きる」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 KOYANO, Mari
2. 発表標題 Japan Russian Transboundary Environmental Cooperation and International Law
3. 学会等名 Online Workshop "The Development of Sustainable Cruise Industry in the Pacific Arctic: Past Developments and Future Prospects" in Cooperation with 12th J-ARC Net Open Seminar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 児矢野マリ
2. 発表標題 国際法における未然防止原則・予防原則と環境影響評価に関する義務 国際法の発展と日本の課題
3. 学会等名 公益社団法人環境科学会2021年会 シンポジウム-4「世界環境憲章と日本の環境法政策 環境法の基本原則の視点から」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 児矢野マリ
2. 発表標題 天然資源・エネルギーの利用と開発に関する環境影響評価 国際法と日本の法制度との「適合性」
3. 学会等名 環境法政策学会第25回学術大会 第三分科会 企画セッション「グローバルな視点からの日本の環境影響評価制度の再検討」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 KOYANO, Mari
2. 発表標題 The Espoo Convention in a Global Context: Its Contribution to the Development of International Environmental Law
3. 学会等名 The High-level Event to Mark the 30th Anniversary of the Convention, the Meeting of the Parties (MOP) to the Espoo Convention, 8th Session and the MOP to the Protocol on SEA, 4th Session, UNECE (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 児矢野マリ
2. 発表標題 「世界環境憲章草案」と環境影響評価 国際環境法の発展動向と日本の法政策をめぐる課題
3. 学会等名 環境経済・政策学会2020年大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 児矢野マリ【編】	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 187
3. 書名 漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本	

〔産業財産権〕

〔その他〕

北海道大学学術成果コレクション：HUSCAP
<http://hdl.handle.net/2115/90230>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	石井 敦 (ISHII Atsushi) (30391064)	東北大学・東北アジア研究センター・准教授 (11301)	
研究協力者	白岩 孝行 (SHIRAIWA Takayuki) (90235739)	北海道大学・低温科学研究所・准教授 (10101)	
研究協力者	白木 彩子 (SHIRAKI Saiiko) (20434011)	東京農業大学・生物産業学部・准教授 (32658)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------